

教育委員会組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

男鹿市教育委員会

教育長 鈴木 雅彦

男鹿市教育委員会規則第 ㇏ 号

教育委員会組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(男鹿市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第1条 男鹿市教育委員会事務委任規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(教育長の職務代理) 第7条 (略) 2 職務代理者がその職務を委任する教育委員会事務局職員は、教育総務課長又は <u>こども未来課長</u> とする。	(教育長の職務代理) 第7条 (略) 2 職務代理者がその職務を委任する教育委員会事務局職員は、教育総務課長又は <u>学校教育課長</u> とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市教育長及び教育長職務代理者の職務を代理する者を指定する規則の一部改正)

第2条 男鹿市教育長及び教育長職務代理者の職務を代理する者を指定する規則（平成17年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定による教育長又は教育長職務代理者の職務を代理する職員を次のとおり指定する。 第1順位 教育総務課長 第2順位 <u>こども未来課長</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定による教育長又は教育長職務代理者の職務を代理する職員を次のとおり指定する。 第1順位 教育総務課長 第2順位 <u>学校教育課長</u>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

（男鹿市教育委員会行政組織規則の一部改正）

第3条 男鹿市教育委員会行政組織規則（平成17年教育委員会規則第7号）

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
（事務局の課及び班の設置） 第4条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該右欄に掲げる班を置く。 <table> <tr> <td>教育総務課</td><td>総務班、生涯学習班</td></tr> <tr> <td>こども未来課</td><td>教育未来班、保育未来班</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> （事務局の分掌事務） 第6条 事務局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 総務班 (1) (略) (2) <u>規則、規程等の公布に関すること。</u> (3)～(19) (略) 生涯学習班	教育総務課	総務班、生涯学習班	こども未来課	教育未来班、保育未来班			（事務局の課及び班の設置） 第4条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該右欄に掲げる班を置く。 <table> <tr> <td>教育総務課</td><td>総務班、生涯学習班</td></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>学事指導班</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> （事務局の分掌事務） 第6条 事務局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 総務班 (1) (略) (2) <u>規則、規程の制定及び改廃に関すること。</u> (3)～(19) (略) 生涯学習班	教育総務課	総務班、生涯学習班	学校教育課	学事指導班		
教育総務課	総務班、生涯学習班												
こども未来課	教育未来班、保育未来班												
教育総務課	総務班、生涯学習班												
学校教育課	学事指導班												

改正後	改正前
(1)～(13) (略) <u>こども未来課</u> <u>教育未来班</u> (1)～(19) (略) <u>保育未来班</u> (1) <u>保育園の設置・廃止に関するこ</u> <u>と。</u> (2) <u>保育園の運営に関すること。</u> (3) <u>放課後児童健全育成に関するこ</u> <u>と。</u>	(1)～(13) (略) <u>学校教育課</u> <u>学事指導班</u> (1)～(19) (略)
改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市教育委員会職員の細職名に関する規則の一部改正)

第４条 男鹿市教育委員会職員の細職名に関する規則（平成１７年教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(細職名) 第２条 細職名は、次のとおりとする。 (1) 技能主事 校務員 庁務員 <u>作業手</u> (2) (略)	(細職名) 第２条 細職名は、次のとおりとする。 (1) 技能主事 校務員 庁務員 (2) (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。